

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																			5. 生活保護基準見直しによる必要保護への影響及び対応について						6. 就学援助率											
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																			4. (1)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応						令和4年度											
		(1) 令和5年度当初における必要保護の認定基準(該当するものを○)																			(2) (1)でソ、タ又は子に○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)						(3) (1)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)						(4) (1)で子と回答した場合、その他の基準の内容		(5) 補足事項			
ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止は廃止	イ. 市区村民税の非課税	ウ. 市区村民税の減免	エ. 国民健康保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録労働者	ク. PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 創人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服等は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者	セ. 生活保護給付金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの(例:生活保護の1.5倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(2)に記載してください。))	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの(例:生活保護の1.5倍(194万円)、1.5倍(455万円)(係数(倍率)を(2)に記載してください。))	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同等基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(2)に記載してください。))	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の10倍、1.5倍等)(係数および目安額を(3)に記載してください。))	テ. その他	係数(倍率)		係数(倍率)		係数(倍率)		係数(倍率)		係数(倍率)		年	月	達成率							
																			ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)						イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)						ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと思定されるが、対応していない(必要保護者が保護基準に基づく必要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づき必要保護の認定基準により再認定など)						エ. その他	
21	21	17	18	14	16	15	19	3	3	14	14	3	3	4	13	11	3	1	0	6	15	0	6	4	3	11	0	3	0	0	0	11	11					
愛媛県	松山市	○	○	○	○	○	○			○	○													○	1.3										平成25	4	20%未満	
愛媛県	今治市	○	○			○										○									1.3										平成24	12	15%未満	
愛媛県	宇和島市					○									○											1.4									平成25	4	15%未満	
愛媛県	八幡浜市	○	○	○	○	○	○			○	○					○	○							○	1.3										平成24	12	15%未満	
愛媛県	新居浜市	○	○				○																													10%未満		
愛媛県	西条市	○	○	○	○	○	○			○	○						○								1.3										平成24	4	10%未満	
愛媛県	大洲市	○	○	○	○	○	○			○	○								○					1												15%未満		
愛媛県	伊予市	○	○	○	○	○	○			○	○													○												15%未満		
愛媛県	四国中央市	○	○		○	○	○										○								1.3										平成24	4	10%未満	
愛媛県	西予市	○	○	○	○	○	○			○	○														1.3											15%未満		
愛媛県	東温市	○	○	○	○	○	○			○	○													○	1.3										平成25	8	10%未満	
愛媛県	上島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満		
愛媛県	久万高原町		○		○		○																													20%未満		
愛媛県	松前町	○	○	○	○	○	○			○	○													○												15%未満		
愛媛県	砥部町	○	○	○	○	○	○																													15%未満		
愛媛県	内子町	○	○	○	○	○	○			○	○														1.5												10%未満	
愛媛県	伊方町	○	○	○	○	○	○			○	○													○	1.3										平成24	12	20%未満	
愛媛県	松野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5										平成30	10	15%未満	
愛媛県	鬼北町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													15%未満		
愛媛県	愛南町																									1.3									平成30	4	15%未満	

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																												(2)補足事項															
		7. 令和5年度標準保護就学援助額																																											
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																											
		(1) 費目毎の援助額																																											
学用品費											新入学児童生徒学用品費等											通学費						修学旅行費																	
費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項						
21		21	0	0	5	5	5	14	14	2	7	21	0	0	4	4	4	17	17	0	0	11	11	11	0	0	0	0	0	9	21	20	20	1	1	1	0	0	0	1					
愛媛県	窪山小中学校組合	○								○		○					○	50000												○	○	0												実績なし	学用品費は第1学年は年額13,100円とし、校外活動費を含む。 第2学年以上は15,350円とし、通学用品費及び校外活動費を含む。

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																											8. その他																			
		7. 令和5年度主要保護就学援助額																																														
		2. 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																														
		(1) 費目毎の援助額																																														
学用品費											新入学児童生徒学用品費等											通学費											修学旅行費											(2) 補足事項				
費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項									
21	21	21	0	0	5	5	5	14	14	2	7	21	0	0	4	4	4	17	17	0	0	11	11	11	0	0	0	0	0	7	21	19	19	2	2	2	0	0	0	0	10	0						
愛媛県	窪山小中学校組合	○								○		○					○	57400											○	○	0																学用品費は第1学年は年額24,800円とし、校外活動費を含む。 第2学年以上は27,050円とし、通学用品費及び校外活動費を含む。	